

2026年度ヤマト福祉財団 奨学生募集要項

公益財団法人ヤマト福祉財団

公益財団法人ヤマト福祉財団は、障がいのある方々の自立と社会参加を支援するため、障がいのある大学生への奨学金支給事業を行っています。

2026年度の奨学生の募集要項は下記のとおりです。

記

1. 応募要件

大学卒業後に、社会のために貢献したいと考え、そのための勉学にいそしんでいる方

2. 応募資格

- (1) 2026年4月1日現在、国内4年・6年制大学に通学（又は入学内定）している障がいのある方（障がい者手帳保有者）
※大学院、通信教育制大学は対象外です。
- (2) 在学生の場合は、学長又は学部長等の推薦があること。
- (3) 新入生の場合は、卒業校の推薦があること。

3. 募集人員

若干名

4. 応募手続

(1) 提出書類

ア 奨学生願書

右上の受付番号欄に、応募要項・募集要項を送付したメールに記載の受付番号を記入して下さい。

イ 履歴書（写真貼付） ※個人情報取得の同意欄に必ずチェック☑を記入して下さい。

ウ 推薦書（大学・高校 共通）

- ① 在学生は学長又は学部長等の推薦書
- ② 新入生は卒業校の推薦書（ただし、浪人・社会人からの入学で卒業校の推薦書が用意できない場合は大学の推薦書）

エ 家計簿 2種類のうちどちらかを選択

- ・自活者用 記入例を参考に記入
- ・親と同居者用 記入例を参考に記入

4月以降に自活してアパート等から大学へ通うのか、親と同居しながら大学へ通うのか該当する用紙を選択し記入のうえ提出すること。

オ 課題作文 A4縦版横書きで2枚以内（1,600字～2,000字程度）

- ・手書きで作成する場合で保護者代筆の場合は、その旨を明記のこと
- ・題名は自由

- ① 卒業後、社会に貢献するためにどのようにになりたいのか
- ② そのためにこれまでの経験を踏まえ、大学で具体的に何を学び、しようとしているのかこの2点を中心に、心がまえや考え方を作文にして書いてください。

カ 障がい者手帳のコピー

キ 保護者など世帯の生計維持者の年間収入（所得）が確認できる下記いずれかの証明書（最新のもの、コピー可）を提出すること。

本人が生計を立てている場合も証明書（収入がない場合は非課税証明書）を提出すること。

① 源泉徴収票（複数の勤務先がある場合は全て提出）

② 市区町村の発行する所得証明書・課税証明書・非課税証明書

※事業所得など、給与所得以外の所得がある場合は、総所得金額を確認します。

※ア～エについて当財団指定のフォーマットを使用し記入すること

(2) 応募方法及び提出期間

応募の際は、(1) の書類全てを当財団に4月1日（水）から5月1日（金）（消印有効）の提出期間内に**書留郵便で提出**して下さい。（提出期間内、書留郵便以外は一切受付しませんので、注意してください。）

(3) 決定

当財団の選考委員会で決定し、結果を6月下旬ごろ、本人及び推薦者宛に書面で通知します。

5. 支給内容

(1) 支給額

月額 5万円 （返済の必要は有りません）

(2) 支給期間

在学する課程を終了するまでの正規の最短年数。（例：1年生の場合4年生までの4年間、3年生の場合4年生までの2年間）なお、支給は4月に遡って行います。留学、留年などは期間に含めず、休学扱いとして支給を停止します。休学の上限は2年間（通算）です。

(3) 支給方法

3ヵ月毎にまとめて銀行振込とします。

6. 注意事項

(1) 提出書類の事項に虚偽があった場合は、決定を取消し、奨学金の返済を求めることがあります。

(2) 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(3) 奨学金支給期間中は半期ごとの報告書と進級時の在学証明書の提出を必須とします。提出が無い場合は奨学金の支給を停止しますので、必ず提出してください。

7. 個人情報保護に関する事項

(1) 当財団がこの奨学金申込みに関して取得する個人情報は、選考作業や可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定し、個人情報保護に関する**関係法令（※注1）**を遵守し取扱います。**この規定に基づき、提出書類「イ履歴書」の下部「個人情報取得の同意欄」に必ずチェック☑を記入して下さい。**

（※注1） 個人情報の保護に関する法律

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

第3項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第20条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第2項 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(2) 財団は本奨学金支給が決定した場合、決定者の氏名、大学名、学年を当財団年次報告書、ホームページ等に掲載いたします。

(3) 個人情報に関する窓口は次の通りです。

個人情報担当 マネージャー 飯塚

申請書類提出先・連絡先

〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10
公益財団法人ヤマト福祉財団
電話 03-3248-0691
FAX 03-3542-5165
ホームページ <https://yamato-fukushi.jp/>